

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした
区立小中学校の休業の継続について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に令和2年3月2日から14日までの期間について区立小中学校を休業とさせていただいておりますが、都内の感染者数の状況などから3月16日から25日までの期間について、引き続き区立小中学校を休業とさせていただくこととしました。みなさまには、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1 区立小中学校を引き続き休業とする期間
- 令和2年3月16日（月）から3月25日（水）まで
- ※ 3月26日（木）から4月5日（日）までは春季休業日となります。
- 2 区立幼稚園の修了式、小中学校の卒業式の取扱いについて
- 一定の感染症対策を講じたうえで実施させていただくことを予定しております。
- ただし、状況の変化により変更となる場合がございますのでご承知おきください。
- 式典の開催方法や保護者の方の参加可能人数などについては、改めて検討のうえ学校から別途ご案内させていただきます。
- 3 小中学校の修了式・中学校の部活の取扱いについて
- ① 小中学校の修了式は中止といたします。
- ② 中学校の部活動は春季休業期間も含めて中止といたします。
- 4 児童・生徒の分散登校日の設定について
- 教室などに残された荷物の持ち帰り、学校からの資料等を配付させていただくため、少人数ごとに日時を指定して学校に登校する「分散登校日」を設定させていただきます。
- ① 3月中旬から下旬の3日間程度を予定しており、具体的な日程は、学校から別途ご案内させていただきます。
- ② 登校時間帯を分けるなど同時に校内に滞在する児童・生徒の人数が少なくなるようにすることを予定しております。
- ③ 教室に同時に滞在する人数は概ね15名以内とすることを予定しております。
- ④ アルコール消毒液の設置や教室の換気等による対策を講じます。
- ⑤ 学校への行き帰りでは、人の多く集まる場所をできるだけ避けるよう、お子さんにお話してください。

- ⑥ 分散登校日にお子さんが登校することが困難な場合につきましては、学校にご相談いただきますようお願いいたします（分散登校日に登校いただかなかったとしても欠席扱いとなることはありません。）。

- 5 休業期間中の学校からの連絡について
- 休業期間（春季休業期間を含む）における学校からの連絡は、学校ホームページ、緊急連絡メールを用いることを基本といたします。これらの方法をとることが難しい方については、学校に電話等でご相談ください。

- 6 区立幼稚園・認定子ども園・学童クラブ・BOP・区立保育園の取扱いについて
- 次のとおり実施します。なお、感染拡大防止のため、自宅でできるだけ過ごしていただき、登園・通所をお控えいただくようご協力をお願いいたします。

- (1) 区立幼稚園・認定子ども園
- 幼稚園における預かり保育を含め、通常通りの保育を実施
- ※ 3月19日（木）から4月9日（木）までは春季休業日となります。
- (2) 学童クラブ
- | | |
|----------|---|
| 春季休業期間まで | 利用時間は9：35～18：15とします。
特段の事情がある場合は相談いただく |
| 春季休業期間中 | 利用時間は8：15～18：15とします。 |
- (3) BOP
- 利用時間は、春季休業期間を含め、各BOPで定めている開始時間から17：00までとなります。特段の事情がある場合は相談ください。
- (4) 区立保育園
- 通常どおり保育を実施します。

- 7 その他
- (1) 春季休業期間を含め、お子さんには、人の集まる場所等への外出は避け、基本的に自宅で過ごさせるようにしてください。
- (2) 新型コロナウイルスへの感染や事故などがあった場合は、学校に速やかに電話連絡をお願いいたします。

- 8 問い合わせ先
- (1) 各学校・幼稚園
- 副校長・副園長
- (2) 幼稚園について
- 幼児教育・保育推進担当課 5432-2714
- (3) 小中学校について
- 教育指導課 5432-2703
- (4) 学童クラブについて
- 児童課 5432-2317
- (5) BOPについて
- 生涯学習・地域学校連携課 5432-2723